

2014年度後期民法第二部試験問題

2015年1月30日

松岡 久和

次のⅠⅡの両方の問題に答えなさい。解答の順番は問いません。配点は一応の目安で調整を経て最終得点とします。

I XはAに1億円を貸し付け（返済期限や利息については記載を省略）、この貸付金債権を担保するため、A所有の甲土地（時価3億円）と乙建物（時価5000万円）に共同抵当権の設定を受けて、それぞれにつき抵当権設定登記を備えた。その後、Aが甲と乙をまとめてYに売却し、Yがそれぞれにつき所有権移転登記を備えた。

問(1) XとYの法律関係はどうなるか説明しなさい（30点）。

問(2) その後、Xが甲の抵当権のみを実行し、Bが競売における買受人となって所有権取得登記を備えた。BはYに対して乙の収去と甲の明渡しを請求できるか（30点）。

II 次のうちA群とB群から各1つを選んで説明しなさい。各説明は5～10行程度を目安として書いて下さい（20点×2）。各群から2つ以上選択したり、合計3つ以上解答すれば全部無効として採点しませんので、よく考えて選んでから解答して下さい。

A群

- (1) 民法177条の「第三者」の主観的態様
- (2) 占有改定による即時取得の成否

B群

- (3) 抵当権設定後の従物
- (4) 物権法定主義と非典型担保物権